



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

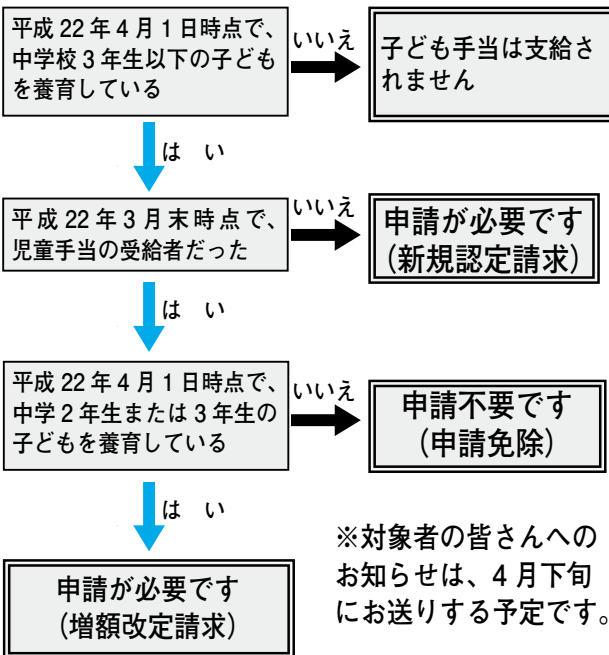
たきざわ

平成22年
4月15日号
No.773

●編集・発行 滝沢村

企画総務課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

確認して手続きをお願いします



※対象者の皆さんへのお知らせは、4月下旬にお送りする予定です。

三月まで児童手当の受給者になっていた人は原則として申請は不要ですが、四月時点で中学2年生と3年生になる子どもを養育している人は申請が必要です。なお、これまで所得制限で児童手当を受給されていなかった人や、現況届が未提出で差し止めになっている人は申請が必要です。

●**申請猶予期間について**
制度の新設に伴い新たな申請が必要になる人に限り、九月三十日までの申請猶予期間があります。期限までに申請された人は四月にさかのぼって支給されます。
【注意】十月一日以降に手続きされた場合は申請の翌月分からの支給になり、四月から十月分の子どもの手当は受けることができません。また、転入や出生により新たに申請する場合は猶予期間が適用されません。

●**申請受付**
郵送か役場窓口に、次の必要書類を添えて申請してください。
①申請書と申請者名義の振込先口座番号(預金通帳の写しなど)
②申請者の健康保険証の写し(子どもの健康保険証ではありません)
※サラリーマンが加入する厚生年金などの年金制度に加入している場合に提出
【郵送の場合】申請書に必要な事項を記入、押印の上必要書類を添えて郵送してください。
【窓口の場合】必要書類を添えて、役場児童福祉課に申請してください。(東部・北部出張所では受け付けできません)
【その他】申請者が公務員の場合は、各所属(職場)で手続きしてください。

●**問い合わせ**
詳しくは、児童福祉課(内線139)に問い合わせください。

中学校修了前までの子どもが対象

子ども手当

4月から新たに創設されました

●**対象**
日本国内に住所があり、平成二十二年四月一日時点で中学校修了前までの子どもを監護し、生計が同一の父か母。父母が受給資格者にならない場合は、父母に代わって子どもを監護し、生計を維持する人が受給資格者になります。

●**支給額**
子ども一人につき月額一万三千円

●**支給月**
原則として六月と十月、二月に前月分までを支給します。※手続きの時期により異なることがあります。

●**所得制限**
ありません

●**申請手続き**
現在、児童手当の支給を受けていない人で子ども手当の支給対象になる人は、申請が必要です。また、出生や転出入のときも申請が必要です。

●**申請猶予期間について**
制度の新設に伴い新たな申請が必要になる人に限り、九月三十日までの申請猶予期間があります。期限までに申請された人は四月にさかのぼって支給されます。
【注意】十月一日以降に手続きされた場合は申請の翌月分からの支給になり、四月から十月分の子どもの手当は受けることができません。また、転入や出生により新たに申請する場合は猶予期間が適用されません。

●**申請受付**
郵送か役場窓口に、次の必要書類を添えて申請してください。
①申請書と申請者名義の振込先口座番号(預金通帳の写しなど)
②申請者の健康保険証の写し(子どもの健康保険証ではありません)
※サラリーマンが加入する厚生年金などの年金制度に加入している場合に提出
【郵送の場合】申請書に必要な事項を記入、押印の上必要書類を添えて郵送してください。
【窓口の場合】必要書類を添えて、役場児童福祉課に申請してください。(東部・北部出張所では受け付けできません)
【その他】申請者が公務員の場合は、各所属(職場)で手続きしてください。

●**問い合わせ**
詳しくは、児童福祉課(内線139)に問い合わせください。

陸大学第1回教養講座 受講者募集しています

- ▶日 時 5月10日(月)
午前10時～正午
- ▶場 所 村公民館ホール
- ▶内 容
健康づくりアドバイザーで歯科医師の田沢光正氏による講演「健康と食文化」※この講話は、陸大学教養講座として開催しますが、どなたでも受講できます。
- ▶問い合わせ
村老人福祉センター(☎684-2233)

運動習慣の定着を願い 元気アップ教室を開催

- ▶日 時
5月10日(月)午前10時半～正午
※午前10時～午前10時20分受け付け、初めて参加する人は午前10時集合。
- ▶内 容
健康ミニ講座と総合公園内ウォーキング(雨天時は屋内での軽スポーツ)
- ▶受付会場
村総合公園体育館2階会議室
- ▶対象者・参加料 村民・無料
- ▶持ち物など
健康手帳、屋外・室内用運動靴、帽子、飲料水、運動できる服装
- ▶申し込み・問い合わせ
5月7日(金)までに健康推進課(内線144)に申し込みください。なお、通院治療中の人は主治医と相談の上、申し込みください。

ボーイスカウト説明会 5月9日に開催します

- ボーイスカウトは世界的組織で、子ども(男女)の心身の成長のために活動し、村内には「滝沢2団」があります。活動に参加し、一緒に楽しく子育てをしませんか。
- ▶説明会日時
5月9日(日)午前10時～正午
 - ▶場 所 村公民館視聴覚室
 - ▶内 容
ボーイスカウトの歴史、現状、活動内容、必要経費など
 - ▶対象者
幼稚園児(6歳)～小学4年生(女の子も入団できます)
 - ▶申し込み・問い合わせ
詳しくは、団委員長の浅沼(☎687-3427)または羽成(☎684-1747)に問い合わせください。

校伯ファンクラブ設立 会員を募集しています

- 村では滝沢村観光協会と連携して、「チャグチャグ馬コの里滝沢村・PR推進員・校伯(こうはく)ファンクラブ」の会員を募集します。
- 村のPR推進員であり、特別住民でもある村有馬「校伯」を通じて、村の一大イベント「チャグチャグ馬コ」や観光イベント情報、ファンクラブ会員特典情報を、年数回絵はがきで皆さんのお手元にお届けします。
- ▶年会費
1,000円(年度途中の入会も同額)
※年会費は郵送料や印刷費、運営費などに使用します。
 - ▶申し込み・問い合わせ
4月30日(金)から受け付けますので、滝沢村観光協会事務局(村商工観光課内 内線265、FAX684-5479)に申し込みください。



チャグチャグ馬コの里・滝沢村
PR推進員キャラクター「KOUHAKU」

お産を迎える皆さんへ マタニティクラブ開催

- ▶日時・内容(2回で1コース)
5月11日(火)と18日(火)、時間はいずれも午後1時半～午後3時50分(午後1時15分受け付け開始)
※11日は、妊娠期からの食事ガイド(栄養士のお話し)と離乳食の試食、安産のためのからだづくり。18日は、妊娠中からのおっぱいケアとぶくちゃん広場(保育士の絵本の読み聞かせや簡単なおもちゃ作りなど)を行います。
- ▶場 所
南巣子保育園子育て支援センター
- ▶対 象
妊婦(お子さんをお連れの場合は申し込みの際にお話してください)
- ▶持ち物 母子健康手帳
- ▶申し込み・問い合わせ
5月7日(金)までに健康推進課(内線145)に申し込みください。

赤ちゃんを迎える準備 両親学級を開催します

- ▶日 時
5月30日(日)午前10時～午後1時
※午前9時20分～午前9時35分受け付け
- ▶場 所 滝沢ふるさと交流館
- ▶対 象 妊婦とパートナー
(家族の人も大歓迎です)
- ▶定 員 12組(先着順)
- ▶内 容
助産師の話、沐浴実習、赤ちゃんのお世話体験、妊婦体験
- ▶持ち物
母子健康手帳・パパ子育て手帳
- ▶申し込み・問い合わせ
5月24日(月)までに健康推進課(内線145)に申し込みください。

こころの健康相談開催 専門の医師が応じます

- 不安な気持ちが続く朝の目覚めが悪い、気になることが頭から離れない、酒害など心の悩みについて、どうしたらいいか困っていませんか。
- 本人や家族などを対象に、精神科医師が個別に相談をお受けします。ひとりで悩まないで早めに相談しませんか。相談は無料で、秘密は守られます。
- ▶日 時 5月12日(水)
午後1時半～
 - ▶場 所 村公民館
 - ▶申し込み・問い合わせ
予約制です。5月6日(木)までに健康推進課(143)に申し込みください。

改正育児・介護休業法 6月30日の施行です

- 改正育児・介護休業法が6月30日に施行されます。事業主の皆さんは就業規則の整備をお願いします。
- ▶主な改正点
 - ①父母ともに育児休業を取得する際、子が1歳2カ月になるまで取得できます。
 - ②小学校就学までの子の看護や予防接種などのため、子が1人の場合は年5日、2人以上は年10日の看護休暇が取得できます。
 - ▶問い合わせ
詳しくは、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>)か岩手労働局雇用均等室(☎604-3010)に問い合わせください。

国民健康保険事業従事 非常勤保健師など募集

▶職種・募集人数

- ①国民健康保険の特定保健指導に従事する非常勤保健師1人
- ②国民健康保険の訪問指導看護に従事する非常勤訪問指導看護師1人

▶応募資格

非常勤保健師は保健師の資格を有する人。非常勤訪問指導看護師は看護師の資格と普通自動車の運転免許を有する人

▶応募期限 5月10日(月)

▶報酬

- ・非常勤保健師は月額135,000円～154,200円(経験年数によります)
 - ・非常勤訪問指導看護師は月額129,600円～150,000円(経験年数によります)
- ※通勤距離に応じて、通勤割増が加算される場合があります。

▶雇用期間 6月1日(火)

～平成23年3月31日(木)

▶勤務時間

月曜日～金曜日の週5日、月20日勤務で、月～木曜日は午前8時半～午後3時半(休憩時間は正午～午後1時)、金曜日は午前8時半～午後2時半(休憩時間は正午～午後1時)

▶社会保険・雇用保険

協会けんぽおよび厚生年金、雇用保険に加入します。

▶申し込み・問い合わせ

保険年金課(内線185)に備え付けの履歴書に記載し、応募期間内に保険年金課に提出してください。

面接の日程など詳細については、応募者に後日お知らせします。

埋蔵文化財センターで 縄文土器などを作ろう

▶期 日

5月1日(土)～5日(水)、受付時間は午前9時～午後1時(事前予約は不要です。当日受け付けます)

▶内容・材料代

※材料が無くなりしだい終了させていただきます。

- ①縄文玉作り(100円) ②勾玉作り(滑石コース300円、琥珀コース750円) ③アクセサリ作り(縄文アクセサリ350円、琥珀の首飾り1,000円) ④土器・埴輪作り(各300円) ⑤「石」のお守り作り(300円) ⑥恐竜発掘疑似体験(1,300円)

▶問い合わせ

詳しくは、村埋蔵文化財センター(☎694-9001)に問い合わせください。

馬っこフェスタを開催 お気軽に来場ください

第6回馬っこフェスタを開催します。チャグチャグ馬コとの記念撮影や乗馬体験など触れ合いの場を準備して、皆さんのご来場をお待ちしています。

▶日 時 5月4日(火)と5日(水)
時間は午前10時～午後3時

▶場 所 馬っこパーク・いわて

▶問い合わせ

詳しくは、馬っこパーク・いわて(☎688-5290)に問い合わせください。

グラウンド・ゴルフの 初心者教室参加者募集

▶主 催 (財)滝沢村体育協会

村グラウンド・ゴルフ協会

▶日 時 5月9日(日)

午前9時～正午

▶場 所 村総合公園体育館脇

▶対 象 村内にお住まいの人

※用具の無い人は、協会で準備します。

▶申し込み・問い合わせ

詳しくは、滝沢村グラウンド・ゴルフ協会事務局・山屋(☎688-1967)に問い合わせください。

農作業労賃標準額をお知らせします

本年度の農作業労賃標準額を設定しました。「頼む人」「頼まれる人」お互いに理解し合い、どちらも安定した農業経営ができるように協力してください。この標準額表にない作業については、当事者間の話し合いで決めてください。

●問い合わせ 農業委員会(内線213)

◎人力の部(臨時雇)

この標準額は1日8時間(実働)の賃金で、いずれも賄いなしの賃金です。

作 業 種 別	標準額	時間給	超過時間給	
水田および畑作業	6,000円	750円	940円	
畑 軽 作 業	5,500円	690円	860円	
果樹園作業	せん定	8,200円	1,020円	1,280円
薬剤散布オペレーター	9,700円	1,210円	1,510円	
その他一般作業	5,500円	690円	860円	

◎機械の部

この標準額は、乾田、整型地を標準としています。湿田、不整型、分散など農地の条件によっては、多少異なります。

作 業 種 別	単 位	標準額	内消費税額	備 考	
トラクタ 耕運機	たい肥散布	10a	2,000円	95円	稲作農家が対象
	耕 起	10a	4,300円	204円	
	代かき	10a	5,000円	238円	
田 植 機		10a	5,600円	266円	植え付けのみ
	苗1箱		700円	33円	中苗
	苗1箱		650円	30円	稚苗

◎機械の部

作 業 種 別	単 位	標準額	内消費税額	備 考		
バインダー	10a	7,000円	333円	結束ひも付き		
ハーベスター	10a	7,500円	357円			
コンバイン	稲	カッター	10a	16,000円	761円	もみ運搬は2,000円
		結束	10a	19,000円	904円	結束ひも付き もみ運搬は2,000円
	麦	10a	12,500円	595円		
乾燥機	30kg	290円	13円	水分18%以下		
	30kg	450円	21円	水分20%以下		
	30kg	600円	28円	水分20%超		
もみすり	30kg	270円	12円			
くろ塗り(片側)	1m	40円	2円	超低速作業		
飼料畑作業	ボトムプラウ(20～22)×1	10a	2,800円	133円	平地耕	
	デスクハロー	10a	2,100円	100円	3回かけ	
	デスクモア	10a	1,900円	90円		
	ブロードキャスター	10a	600円	28円		
	コンパクトベラー	1個	200円	9円		
	ロールベラー	1個	1,100円	52円	120cm×140cm	
大豆畑作業	ベールラッパー	1個	600円	28円	フィルムおよびフロントローダー除く	
	種まき	10a	2,000円	95円	種子代含まず	
	刈り取り	10a	9,000円	428円		
	乾燥・調整	30kg	900円	42円		

不用品あっせんコーナー

《提供します》

○ベビー用歩行器 1台
(中古品。メーカー不明)

◎このコーナーは、家庭で不用になった物品を必要とする人に、無償で提供することにより、物を大切に使うことの意識の向上とごみの減量化、資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

●対象物品

衣類、家電製品など、その他(破損などがなく十分使用に耐えうるものであること)

●除外品

ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

◎不用になった制服・運動着などのご提供にご協力をお願いします。

●問い合わせ 環境課(内線359)

消費者トラブル情報

ふとんの点検商法に注意!

「前に買ったふとんの定期点検」とか「ふとんを購入してからずいぶん時間がたっているので使用状態をみてあげる」などと、業者が電話をかけてきたり、訪問してることがあります。相手をすると「ダニがいる」とか「汚れがひどい」などと不安をあり、高額なふとんを売りつけられることがあります。

このように、販売目的を隠して電話をかけてきたり、訪問する行為は法律違反です。このようなことがあったら、すぐ役場に連絡してください。

未公開株などの取り引きに注意

「未公開株を高値で買い取る」と電話をかけてきたり、かつて未公開株を購入したことがある人に対し「その被害を回復する」などと言って新たに未公開株を購入させるなど、勧誘の口が巧妙になっています。

不特定多数の人に電話をかけて未公開株などの取り引きを勧誘することは、通常考えにくいもので、法律に違反する場合があります。少しでも不審に思う場合には取り引きを見合わせるなど、くれぐれも慎重に対応してください。

また、消費者庁や金融庁などの公的機関や、紛らわしい名称を用いて「被害の調査を行っている」と言って未公開株などを勧誘する事例もみられますが、消費者庁などが未公開株などの勧誘をすることは決してありません。

●問い合わせ 福祉課(内線137)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイト
にアクセスできます。



国民健康保険一口メモ

ご存知ですか、退職者医療制度

長年勤めた会社や役所を退職して年金を受けられる65歳未満の人とその被扶養者で、次のすべてにあてはまる人は退職者医療制度(※)で医療を受けることになります。

※退職者医療制度…病院での支払いは一般の国民健康保険(国保)と同じ3割ですが、届け出をしていただくことで、国保に交付金が交付され、国保の財源を支えている制度です。

該当する人は必ず届け出が必要です

●対象になる人

①退職被保険者本人

・国保に加入している65歳未満の人
・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている(受けることができる)人で、その加入期間が20年以上か、40歳以降に10年以上ある人

②被扶養者

被扶養者は退職被保険者と生活を共に

し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

・退職被保険者本人の直系尊属や配偶者(内縁も可)、3親等以内の親族、または配偶者の父母と子

・国保に加入している65歳未満の人
・年間の収入が130万円(60歳以上の人や障がい者は180万円)未満の人

●届け出する場合に必要なもの

次の書類を用意して手続きしてください。

- ・年金証書(年金受給決定時の証書か裁定通知書)
- ・国保の保険証(新規に国保に加入する人は、健康保険の資格喪失年月日が記載された証明書類)
- ・印鑑

●問い合わせ

保険年金課(内線127~129)

ますが、受講コースで制限がありますので、詳しくは問い合わせください。

●障がい基礎年金などの関係

障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済み期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。

また、老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済み期間などが25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、老齢基礎年金の額の計算には含まれません。10年間のうちに保険料を納付(追納)することをお勧めします。

●手続き方法

役場窓口で印鑑、年金手帳、学生であることを証明する書類(在学証明書か学生証)を持参し手続きしてください。申請書は村で用意します。

なお、昨年度に引き続き申請(継続)する人で、継続用の書類が届いた人は、同封の返信用ハガキを郵送すれば、窓口での手続きは不要です。

●手続きは毎年必要です

申請が遅れると申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障がい基礎年金を受給できない場合があります。手続きは早めにしましょう。

●問い合わせ

保険年金課(内線148)、盛岡年金事務所(☎623-6211)

国民年金のコーナー

学生納付特例制度の手続きをお忘れなく

20歳以上の学生の皆さん、学生納付特例制度の手続きはお済みですか?

日本国内に住むすべての人は、20歳になったら国民年金に加入しなければなりません。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が118万円以下であれば、家族の所得にかかわらず受けることができます。

なお、学生とは、大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程(ただし通信は全日制で1年以上在学期間がある場合のみ)に在学する人も含まれます。

また、一部の予備校も対象になり

